

外郭団体等における不正資金調査の結果について

第1 調査の概要

1 調査対象団体

外郭団体等 計 43 団体

(内 訳)

- ・外郭団体 39 団体
- ・平成18年3月31日付けで解散した外郭団体 3 団体 1
- ・(財)岐阜県職員互助会 2
 - 1 (財)岐阜県広報センター、(財)地球環境村ぎふ、(財)岐阜県県民ふれあい会館
 - 2 県の出資はないが、プール資金問題検討委員会の調査により、県からの預かり金の存在が確認されたことから、調査対象に含めた。

実行委員会等 計 647 団体

- ・県に事務局を置いている実行委員会(協議会、研究会等の名称を用いる任意団体を含む)を対象とする。
- ・県に事務局がなくても県が資金管理等を担当している実行委員会は、調査対象とする。

2 調査内容

立入り調査

外郭団体等の事務所において、会計書類等の実査を中心とした立入り調査を実施。

書面及びヒアリング調査

外郭団体等の経理業務に携わった現職及び退職職員などを中心に、不正資金の有無や、有った場合の状況などについて、書面、またはヒアリングによる調査を実施。

第2 調査の結果

1 総額

不正資金の捻出が行われていたのは、外郭団体等で11団体、実行委員会等で2団体。

平成4年度以降に捻出された不正資金の総額は、5,019.7万円。

年度別捻出額

(単位：万円)

年 度	外郭団体等(11団体)	実行委員会等(2団体)	計
平成4年度*	843.2	5	848.2
5年度*	843.2	5	848.2
6年度	1,043.2	5	1,048.2
7年度	824.5	5	829.5
8年度	649.1		649.1
9年度	433.8		433.8
10年度	125.1		125.1
11年度	149.7		149.7
12年度	87.9		87.9
計	4,999.7	20	5,019.7

*平成4・5年度は推計

2 捻出及び費消

(捻出)

旅費、消耗品費、食糧費、燃料費、印刷費、報償費、タクシー賃借料の架空請求などから捻出されていた。

このうち、旅費の架空請求(カラ出張)によるものが大半を占める。

(費消)

主な具体例は、以下のとおり。

[業務に関連した費消]

- ・パソコン等備品、事務用品、消耗品の購入費
- ・書籍、図書券などの購入費
- ・理事会の記念品や施設のPRグッズの購入
- ・講師や来客への謝礼、お土産代、接待費、交通費
- ・業務関係者への慶弔費、餞別
- ・業界紙(新聞、冊子等)購読料 等

[職員の費消]

- ・会議費、懇談会費、慶弔費、餞別金 等

(個人的な費消の事実は確認されていない)

3 個別状況

外郭団体等 1 1 団体別の捻出金額等

(単位：万円)

団 体 名	捻出年度	捻出金額	備 考
(財)岐阜県研究開発財団	* H6 ~ 8	1 7 5 (繰上18.9)	カラ出張、報償費により捻出し、備品や書籍購入、講師接待費等に費消
(財)岐阜県国際交流センター	H4 ~ 7	4 4	カラ出張により捻出し、嘱託員の時間外手当に費消
(社福)岐阜県福祉事業団	H4 ~ 10	4 8 5	カラ出張により捻出し、パソコン購入、コピー機整備、慶弔費、懇談会費、タクシー代等に費消
(財)岐阜県産業デザインセンター	H4 ~ 9	8 5 8.9 (繰上577.7)	カラ出張、架空請求により捻出し、来客接待費等に費消したほか、自販機手数料等を簿外保管
(財)岐阜産業会館	H4 ~ 12	9 2 8.8	館外駐車場収入の簿外管理により、入居団体との懇談会等に費消
(財)ソフトピアジャパン	* H6 ~ 8	1 9 0	カラ出張により捻出し、来客接待費、タクシー代、花飾り等に費消
(財)岐阜県産業経済振興センター	H4 ~ 8	9 5 0	カラ出張により捻出し、来客接待費、役員交際費、残業弁当代、業界紙購読料等に費消
(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター	H4 ~ 8	6 1 3	カラ出張により捻出し、記念品代、PR費、諸新聞購読料、慶弔費等に費消
(財)岐阜県浄水事業公社	H4 ~ 9	5 9 0	カラ出張、架空請求により捻出し、消耗品費、会議費、懇談会費、慶弔費等に費消
(財)岐阜県広報センター (H18.3 廃止)	H4 ~ 7	7 5	架空請求により捻出し、土産代、図書券購入、残業弁当代、タクシー代等に費消
(財)岐阜県県民ふれあい会館 (H18.3 廃止)	H4 ~ 6	9 0	カラ出張により捻出し、備品購入、飲食費、慶弔費、賤別等に費消

*平成6年度業務開始

実行委員会等 2 団体別の捻出金額等

(単位：万円)

団 体 名	捻出年度	捻出金額	備 考
東海北陸自動車道建設促進同盟会	H4 ~ 7	2 0	架空請求により捻出し、合同総会時の事務局職員飲食費に費消
東海環状道路建設促進期成同盟会			

第3 今後の対応

1 各団体に対する指導

県として、外郭団体等に対して下記事項を指導し、あわせて県への報告を求める。

団体による不正資金総額の確定

団体としての対応方針の決定

- ・不正資金に関する責任、返還額及び返還方法について、団体としての対応方針を決定すること。

再発防止策の取り組み

- ・不正資金の存在が確認された団体のみならず、すべての外郭団体等において、再発防止に関する具体的な取り組み（徹底的な情報公開、会計書類保存期間の延長、内部管理体制の充実、監査機能の強化 等）について検討すること。

具体的な実行計画の作成と実施

- ・上記についての具体的な実行計画を作成し、実施すること。

2 県の指導・監督の強化

今回の事案に鑑み、下記のとおり外郭団体等に対する指導・監督の強化を図る。

公益法人検査の厳格な実施

- ・原則として3年に1回実施している公益法人検査について、当分の間、毎年実施。
- ・会計書類等の通常の検査だけでなく現物実査を行うなど、事実確認を重視した検査を実施。

監査の強化・充実

- ・監査における外部の視点を導入するため、予備監査業務について監査法人への委託を実施。

情報公開の徹底

- ・外郭団体等の経理の透明化を図るため、団体自らHP等を活用して財務等に関する情報を積極的に公開するよう指導。

県関与の一層の見直し

- ・外郭団体等の自主性、自立性を高めるため、県の人的関与を縮減。
- ・県の補助事業、委託事業について徹底的な見直しを実施。